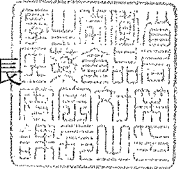


薬食安発 0531 第1号
平成 24 年 5 月 31 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長



一般用医薬品の区分リストの変更について

「薬事法第36条の3第1項第1号及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第374号。以下「改正指定告示」という。）及び「薬事法施行規則第210条第5号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件」（平成24年厚生労働省告示第375号。以下「改正指定第二類告示」という。）が平成24年5月31日に告示され、下記のとおり適用されました。

これに伴い、平成19年3月30日付け薬食安発第0330007号安全対策課長通知「一般用医薬品の区分リストについて」の別紙1（第一類医薬品）、別紙2（第二類医薬品）及び別紙3（第三類医薬品）について、今回の改正を反映させ別添1のとおり変更し、別添2のとおり、今回の改正を反映させた区分リストを作成しましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願ひします。

この改正により、リスク区分が第一類医薬品から変更になった医薬品については、薬剤師のほか登録販売者等による販売が可能となることから、新区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願ひします。

記

1. 改正指定告示の適用日

改正される成分	適用日
ジクロロボス（プラスチック板に吸着させた殺虫剤（ジクロロボス5%以下を含有するものを除く。））	平成24年5月31日

トラネキサム酸（しみ（肝斑に限る。）改善薬）	平成24年5月31日
ニコチン（貼付剤）	平成24年5月31日
ミコナゾール（膾剤）	平成24年5月31日
フラボキサート	平成24年8月19日

2. 改正指定第二類告示の適用日

改正される成分	適用日
ニコチン	平成24年5月31日
フラボキサート	平成24年8月19日